

放課後児童クラブのあり方検討について（答申）（素案）

令和6年8月

放課後児童クラブのあり方検討委員会

会長 今吉 光弘

目次

1. はじめに	2
2. 答申に向けた審議	
(1) 審議の経過	3
(2) 益城町の放課後児童クラブについて	
① 各放課後児童クラブの運営方法、登録児童数及び定員	4
② 各放課後児童クラブの職員の状況	4
③ 各放課後児童クラブの通常保育料の状況	5
④ 放課後児童クラブが抱える主な課題	6
(3) 放課後児童クラブの運営主体ごとの特徴	6
(4) 検討委員会での審議	
① 放課後児童クラブに関するアンケート調査	8
② 見直し後の運営方法に求められる内容	9
③ 見直し後の運営方法の候補	10
④ 新たな運営主体への移行方法及び選定方法	11
⑤ 各放課後児童クラブの意向	11
⑥ まとめ	12
3. 放課後児童クラブのあり方の検討	13
4. 運営方法の見直し（答申）	14
【資料】	
諮問書	15
検討委員会委員名簿	16

1. はじめに

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童のうち、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本町でも、町立の広安西小学校、広安小学校、益城中央小学校、飯野小学校、津森小学校の5つの小学校全てに放課後児童クラブを設置しており、その運営は、放課後児童クラブを利用する児童の保護者で構成される「保護者会」にて行われています。

しかしながら、放課後児童クラブの運営を担っている保護者の多くは日中仕事をしており、特に役員となった保護者は、仕事をしながら放課後児童クラブの事務も担わなければならない、負担が大きい等といった課題があり、令和4年1月には広安西小学校の放課後児童クラブ3クラブの保護者会より町に対して運営方法の見直しについて要望がありました。

これらの課題及び要望を踏まえ、町としても今後の放課後児童クラブの運営方法について検討を行う必要があると考え、令和5年6月に「放課後児童クラブのあり方検討委員会」（以下、「検討委員会」という。）を設置し、放課後児童クラブの今後の運営方法のあり方を検討することとしました。

2. 答申に向けた審議

(1) 審議の経過

検討委員会は、町議会議員、学識経験者、民生委員児童委員の代表、町立小学校の校長先生代表、各小学校の放課後児童クラブの保護者会長の代表からなる12人の委員で構成され、令和5年6月に設置されました。

検討委員会では、現在保護者会にて運営を行っている放課後児童クラブの今後の運営方法のあり方に関し、町長から諮問を受け、延べ5回の委員会において提出された資料をもとに検討を行いました。

検討にあたっては、令和5年10月に利用児童の保護者及び支援員等に対し、放課後児童クラブに関するアンケート調査（以下「アンケート」という。）を実施しました。

【表1】検討委員会のこれまでの経過

	日時	内容
第1回委員会	令和5年9月4日	・ 諮問書の受領 ・ 放課後児童健全育成事業について ・ 益城町の放課後児童クラブの現状と課題について ・ 今後のスケジュール等について
第2回委員会	令和5年11月30日	・ 放課後児童クラブに関するアンケート調査について ・ 想定される運営方法について
第3回委員会	令和6年3月26日	・ アンケート調査結果の校区別傾向について ・ 運営に関する事例紹介 ・ 運営方法についての検討
第4回委員会	令和6年6月28日	・ これまでの検討委員会での協議経過 ・ 町が委託先に求める内容 ・ 運営主体の選定方法 ・ 各放課後児童クラブの意向 ・ 新たな運営主体への移行について（方針の検討）
第5回委員会	令和6年8月27日	・ 答申（素案）について

(2) 益城町の放課後児童クラブについて

① 各放課後児童クラブの運営方法、登録児童数及び定員

本町では、町立の5つの小学校全てに放課後児童クラブを設置しています。令和6年4月現在、広安西小学校4か所、広安小学校3か所、益城中央小学校2か所、飯野小学校1か所、津森小学校1か所の合計11クラブが設置されています。

運営は、全ての放課後児童クラブで、利用児童の保護者で構成される保護者会により行われており、子どもたちを保育する支援員等の職員の雇用、職員の給与の支給、予算書や決算書の作成等運営に必要な事務も保護者会が担っています。

放課後児童クラブの運営場所は、学校施設内の専用施設のほか、学校の余裕教室、学校近隣の専用施設を活用して行っています【表2】。

【表2】各放課後児童クラブの運営場所、登録児童数及び定員（R6.4.1現在）

学校	クラブ名	運営場所	登録児童 (通常のみ)	登録児童 (通常+長期)	定員
広安西小	ひまわり	学校敷地内専用施設	50	50	55
	たんぽぽ	学校敷地内専用施設	42	42	42
	すずらん	学校敷地内専用施設	41	41	40
	なのはな	学校の余裕教室	31	31	30
広安小	あすなろ	学校の余裕教室	70	80	70
	さくらんぼ	学校敷地内専用施設	43	50	42
	おひさま	学校敷地内専用施設	43	51	45
中央小	中央小	学校敷地内専用施設	41	41	45
	中央小第二	学校敷地内専用施設	24	24	25
飯野小	飯野小	学校敷地内専用施設	62	62	49
津森小	津森小	学校近隣の専用施設	7	17	32
合計			454	489	475

② 各放課後児童クラブの職員の状況

本町の各放課後児童クラブに勤務する職員は、在籍している放課後児童クラブの保護者会と雇用契約を締結し勤務しています。勤務している職員のうち、放課後児童支援員は都道府県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了し放課後児童支援員の資格を有する者（以下「支援員」という。）で、補助員は支援員が行う業務を補助する者です。

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」で、放課

後児童クラブの支援の単位ごとに2人以上の支援員を配置（うち、1人を除き、補助員の代替可）することが定められています。本町の放課後児童クラブにおいても、開所時に常時この要件を満たす人員を配置できるように支援員の確保を行っています【表3】。

また、職員の時給単価も各放課後児童クラブで決定しており、11クラブがそれぞれに設定しているため、クラブ間で金額にばらつきが生じています【表3】。

【表3】各放課後児童クラブの職員数及び時給単価（R6.4.1現在）

学校	クラブ名	支援員	補助員	合計	時給単価
広安西小	ひまわり	4	3	7	950円～1,100円
	たんぽぽ	4	2	6	950円～1,100円
	すずらん	4	3	7	950円～1,100円
	なのはな	2	3	5	960円～1,100円
広安小	あすなろ	5	9	14	930円～1,200円
	さくらんぼ	3	3	6	900円～1,400円
	おひさま	3	4	7	930円～1,100円
中央小	中央小	6	2	8	950円～1,250円
	中央小第二	3	1	4	990円～1,250円
飯野小	飯野小	4	6	10	950円～1,050円
津森小	津森小	3	2	5	1,000円～1,150円
合計		41	38	79	

③ 各放課後児童クラブの通常保育料の状況

本町の各放課後児童クラブの通常保育料は、実情等も踏まえ各クラブで設定しています。なお、同小学校で複数のクラブが設置されている場合は、同小学校内のクラブ間で格差が生じないようにクラブ間で協議のうえ保育料は統一されています【表4】

【表 4】各放課後児童クラブの通常保育料の状況（R6. 4. 1 現在）

学校	クラブ名	通常保育料月額
広安西小	ひまわり	7,000円/1人（おやつ代込み） きょうだいで利用する場合は、2人目以降6,000円/1人
	たんぽぽ	
	すずらん	
	なのはな	
広安小	あすなろ	6,000円/1人（おやつ代込み） きょうだいで利用する場合は、2人目まで5,000円/1人 3人目以降4,000円/1人
	さくらんぼ	
	おひさま	
中央小	中央小	7,000円/1人（おやつ代込み）
	中央小第二	
飯野小	飯野小	6,000円/1人（おやつ代込み） きょうだいで利用する場合は、2人目以降4,000円/1人
津森小	津森小	6,500円/1人（おやつ代込み） きょうだいで利用する場合は、2人目以降5,500円/1人

④ 放課後児童クラブが抱える主な課題

本町の放課後児童クラブの運営は保護者会により行われていますが、運営を担っている保護者の多くは日中仕事をしている方となります。特に、役員となった保護者は、仕事をしながら放課後児童クラブの事務も担わなければならない、負担が大きい等といった課題があります。

放課後児童クラブの運営の中核を担う支援員等の人材確保も保護者会が行っていますが、勤務時間や待遇の面から募集をしても応募が少ない等、安定した支援員の確保が難しい状況にあります。

また、放課後児童クラブ1クラブを運営するために必要な金額は、平均で1,000万円を超えており、保護者会で運営するには予算規模が大きいといった課題もあります。

併せて、児童数が増加している小学校区では、放課後児童クラブの利用児童数も増加しており、これに伴い、今後、新たな放課後児童クラブの開設が必要となる可能性も生じており、運営場所の確保についても課題となっています。

(3) 放課後児童クラブの運営主体ごとの特徴

放課後児童クラブは、熊本県内外の自治体で様々な運営方法で行われています。各方法の特徴及びメリット・デメリットは【表 5】をご参照ください。

【表5】放課後児童クラブの運営主体ごとの特徴

	運営主体	メリット	デメリット	市町村
1	保護者会	①学校や地域の特色を生かした独自のクラブ運営ができる。 ②開設時間や保育料を自由に設定でき、保護者の細かいニーズにも対応できる。 ③保育料の滞納が発生しにくい。 ④会計処理等の事務的経費が抑えられる。	<u>保護者</u> ①毎年度役員が交替するため、運営上の継承性・安定性に欠ける。 ②仕事をしている保護者が運営者になっているため、特に役員の負担が大きい。 ③会計処理や労務管理の知識に乏しい。 ④支援員の運営方針に影響を受けやすい。 <u>支援員</u> ①保護者会の運営方針に影響を受けやすい。 ②雇用や待遇が不安定である。	合志市※ 菊池市※ 御船町※ 益城町
2	地域運営委員会	①保護者や支援員、地域の民生・児童委員や学校長などで組織する運営委員会がクラブ運営の決定機関であり、運営の継承性・安定性が確保できる。 ②地域ぐるみの支援が可能である。 ③会計処理等の事務的経費が抑えられる。	<u>保護者</u> ①日常の運営は保護者が行っているため、保護者の負担は保護者会運営と大きな差はない。 ②運営委員長のリーダーシップ、運営委員の意識により活動に違いがある。	山鹿市
3	NPO法人	①保護者の負担が軽減され、支援員の勤務条件の統一化が図られる。 ②専任職員の配置が可能となり、適切な経理事務・労務管理ができる。 ③複数のクラブを所管することにより、運営の効率化が図られる。 ④法人格を有し、社会的信用が高まる。	<u>保護者</u> ①保護者の利用者意識が高まり、保護者会運営よりも要望が多くなりやすい。 ②保育料の滞納が発生しやすい。 ③引受法人が必要である。法人を設立する場合には、手続きに時間を要する。 ④厳正な事務処理が必要である。 <u>事業費</u> ①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	大津町※ 菊陽町※ 菊池市※ 御船町※ 嘉島町※ さいたま市 春日市
4	社会福祉協議会	①～③ NPO法人の①～③と同じ ④社会福祉協議会の方針に沿った独自の運営ができる。	①～② NPO法人の①～②と同じ ③学童クラブ運営の実績がないため、円滑な運営まで相当な期間が必要である。 <u>事業費</u> ①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	合志市※ 荒尾市※
5	社会福祉法人	①～③ NPO法人の①～③と同じ ④法人経営に合わせた経理事務・労務管理ができる。	①～② NPO法人の①～②と同じ ③引受法人が必要である。 <u>事業費</u> ①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	大津町※ 菊池市※ 宇土市
6	公設公営	①～③ NPO法人の①～③と同じ ④町の保育方針が迅速に発揮できる。	①～② NPO法人の①～②と同じ ③運営コストが高い。 ④担当職員の配置が必要になり、行政事務の負担が増加する。	熊本市 荒尾市※ 西原村 高森町
7	運営委員会 (統一組織型)	①～③ NPO法人の①～③と同じ ④NPO法人に比べて組織の設立が容易である。	①～② NPO法人の①～②と同じ ③運営委員会の立ち上げ、事務局職員の確保が必要である。 <u>事業費</u> ①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	明石市 菊陽町
8	民間事業者委託	①～③ NPO法人の①～③と同じ ④民間事業者のノウハウを活かした運営が行われる。 ⑤新規クラブの施設確保、支援員確保を行うこともできる。	①～② NPO法人の①～②と同じ ③担当職員の配置が必要になり、行政事務の負担が増加する。 ※公営公設方式よりも負担減。 <u>事業費</u> ①保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	直方市 旭川市

(4) 検討委員会での審議

① 放課後児童クラブに関するアンケート調査

放課後児童クラブのあり方検討委員会で審議を行う中で、具体的な議論を進めるためには、各放課後児童クラブが抱えている課題を把握するために、放課後児童クラブの利用児童の保護者及び支援員等を対象に、放課後児童クラブに関するアンケート調査（以下、「アンケート調査という」）を行った方がよいとの意見がありました。このことを踏まえ、以下のとおりアンケート調査を実施しました。

1. 対象者

- ・ 放課後児童クラブ利用児童の保護者（以下、「保護者」という。）
- ・ 放課後児童クラブの支援員・補助員（以下、「支援員等」という。）

2. 実施期間

令和5年10月30日（月）～令和5年11月10日（金）

3. 実施方法

インターネットによる回答方式（Logo フォーム）にて実施。

4. 質問内容

放課後児童クラブの利用状況、要望、運営方法の見直しについてのご意見を伺う内容。

5. 回答状況

【保護者】

- ・ 回答数：205 件（対象児童数 237 名、令和 5 年度登録児童 467 名）
- ・ 回答率：50.7%（対象児童数／登録児童数）

【支援員等】

- ・ 回答数：47 件（令和 5 年度支援員等 76 名）
- ・ 回答率：61.8%

6. アンケート調査でいただいたご意見

【保護者】

- ・ 保護者の負担軽減についての要望（町直営で運営をしてほしいとのご意見のほか、民間等に運営を委託してほしいとのご意見も多数）
- ・ 利用料の負担軽減または据え置きについての要望

- ・ 高学年までの預かりについての要望
- ・ 夏休み等長期休暇のみ利用したい等、臨機応変なクラブの利用についての要望
- ・ 現在の支援員の継続雇用についての要望
- ・ 支援員の待遇向上についての要望
- ・ 待機児童の解消についての要望

【支援員等】

- ・ 事務負担の軽減についての要望
- ・ 福利厚生の充実についての要望
- ・ 運営方法の変更についてのご意見（労働条件の変更・異動等が発生することに不安を感じる等）
- ・ 見直し後の運営方法についてのご意見（NPO法人化を求めるご意見等）
- ・ 保育に専念できる環境整備についての要望
- ・ 支援員の人員確保について要望
- ・ 労働環境の改善（更衣室、駐車場の確保等）についての要望
- ・ その他、町に対する各種要望

② 見直し後の運営方法に求められる内容

アンケート調査の結果から、保護者の負担軽減を求める声が多く、新たな運営方法は保護者の負担軽減ができる運営方法であることを最優先に考える必要があることが分かりました。

加えて、本町では平成28年に発生した熊本地震に伴い膨大に増加した復旧・復興事業の影響により厳しい財政状況となっていますので、財政健全化・職員数の適正化を図る中で実現可能と思われる運営方法である必要もあります。

これらを踏まえ、新たな運営方法がいずれの方法であっても共通して求められる内容を以下のとおり整理しました。

【見直し後の運営方法に求められる内容】

- ・ 保護者の負担を軽減できること
- ・ 本町が財政健全化・職員数の適正化を図る中で実現可能であること
- ・ 長期にわたって安定した運営を実施できること
- ・ 子どもたちが安心・安全な環境で活動できること
- ・ 保護者の意見も反映しながら適切な運営ができること

- ・ 運営の中核を担う支援員を安定して確保できること
- ・ 利用料について適正な金額であること
- ・ 複数の放課後児童クラブの運営を行う場合、保育のサービス、支援員の雇用条件はクラブ間で同一であること
- ・ 児童及び保護者にこれまでと同等のサービスを提供できること
- ・ 継続勤務を希望する支援員の雇用条件もこれまでと同等であること
- ・ 国及び県の補助金の基準額の範囲内で委託が可能であること

③ 見直し後の運営主体の候補

②見直し後の運営方法に求められる内容を踏まえ、7ページの【表5】の8通りの運営主体の中から現実的に想定される方法について整理を行い、以下の4通りを候補としました【表6】。

【表6】 本町の放課後児童クラブの新たな運営主体の候補

運営主体		特徴	保護者負担の状況
①	NPO法人	法人格を有するNPO法人による運営。 保護者会への委託よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託するNPO法人が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
②	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された団体である社会福祉法人による運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託する社会福祉法人が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
③	運営委員会 (統一組織型)	統一的に運営する組織である運営委員会を立ち上げての運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は統一組織型の運営委員会が担うため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。
④	民間事業者委託	民間事業者へ業務を委託しての運営。 保護者会への運営よりも事業費が増加する可能性がある。	運営は主に受託する民間事業者が受託するため、保護者会運営・地域運営委員会と比較すると保護者の負担は軽減される。

④ 新たな運営方法への移行及び運営主体の選定方法

新たな運営方法への移行方法は、以下の2通りについて事務局より提案を行いました。

- ・ 11クラブを一括して同じ運営方法へ移行する
- ・ クラブごとに段階的に移行する（11クラブのうち一部のクラブを新たな運営方法に先行して移行し、他のクラブは先行して移行したクラブの状況を踏まえ移行を検討）

なお、運営主体の選定方法は、「随意契約」または「プロポーザル」による方法が想定されます。

⑤ 各放課後児童クラブの意向

放課後児童クラブのあり方検討委員会を3回実施し、見直し後の運営方法について方針が定まってきた令和6年6月に、運営方法の見直しについての各放課後児童クラブ（学校単位）の意向確認を行いました【表7】。

広安西小学校区は4クラブを運営する一般社団法人を設立し、運営を行うことを検討しているとのことでした（③見直し後の運営方法の候補にある、運営委員会（統一組織型）に近い方法です）。

広安小学校区及び飯野小学校区は、クラブの意向を反映することができる法人または民間事業者等への委託を検討しているとのことです。なお、広安小学校区は運営事務を担う職員の雇用でき、保護者負担の軽減もできつつあることから、納得できる委託先となるよう慎重な選定を求めるご意見もありました。

益城中央小学校区及び津森小学校区は、保護者会運営の継続を検討しているとのことでした。

各放課後児童クラブ（学校単位）の意向確認の結果から、小学校区ごとに意向が異なっていることが分かり、11クラブを一括しての見直しではなく、小学校区ごとの意向も考慮した見直しを行う必要があることが分かりました。

【表 7】各放課後児童クラブの今後の運営に関する意向（R6.6 現在）

学校区	今後の運営の意向
広安西小学校	・ 4クラブを運営する一般社団法人を設立し、運営は設立した法人が行うことも選択肢の1つとしている ・ 放課後児童クラブのあり方検討委員会で意見を伺い、納得できる委託先を検討したい
広安小学校	・ 保育事業の経験があり、保護者・支援員の意向が反映できる運営主体（法人格所持）へ委託 ・ 民間事業者等であれば、現在の支援員の雇用水準や保育の水準を維持できる事業者 ・ 3クラブにて運営事務を担う職員を雇用したため、保護者負担の軽減もできつつあることから、納得できる委託先となるよう慎重な選定を依頼したい
益城中央小学校	・ 運営事務を担う事務員等の雇用が可能となったことから、当面は保護者会運営を継続
飯野小学校	・ 民間事業者またはNPO法人等に委託（イベント等は保護者会と協議のうえ実施でき、現在勤務している支援員の雇用も継続できることが条件）
津森小学校	・ 保護者会運営の継続（現在の運用で特に支障が無い）

⑥ まとめ

アンケート調査の結果より、保護者の負担軽減を求める意見が多数あったことから、保護者の負担が軽減できる新たな運営方法への移行は早期に実現する必要があります。

また、放課後児童クラブへの意向確認を行った結果、運営方法の見直しは小学校区ごとに意向が異なっていることから、小学校区ごとの意向も考慮した運営方法への見直しを行う必要があることが分かりました。

放課後児童クラブの運営方法の見直しは、「②見直し後の運営方法に求められる内容」を満たした上で、放課後児童クラブの利用者（児童・保護者）にとって負担が少ない方法にて行う必要があります。

運営方法の見直しにあたっては、移行に向けた準備期間も必要となることから、令和6年10月までを目途に中長期的に運営可能な方法について小学校区ごとに最終的な結論を出していただき、令和7年4月から新たな運営主体による運営開始を目指こととします。

なお、新たな運営主体による運営開始後は、運営状況の中長期的な効果検証のため、原則として4年から5年後を目途に運営主体の見直しを検討することとします。

3. 放課後児童クラブのあり方検討

本委員会では、その検討にあたり、まずは放課後児童クラブの抱えた課題を把握する必要があると考え、保護者や支援員等を対象としたアンケート調査を実施し意見聴収を行いました。

アンケート調査の結果より、保護者負担の軽減が可能である運営主体への見直しについてのニーズが明確となったことから、見直し後の運営主体に求められる内容の整理を行い、現実的に想定される運営主体を、「NPO法人」、「社会福祉法人」、「運営委員会（統一組織型）」、「民間事業者」の4通りに候補を絞りました。

なお、新たな運営主体への移行方法は、「11クラブを一括して同じ運営主体へ移行」、「クラブごとに段階的に移行」の2通りについて事務局より提案を行いました。

見直し後の運営主体の候補及び移行方法の案を示した後、放課後児童クラブに対し、今後の運営方法についての意向調査を小学校区単位で行ったところ、小学校区ごとに意向が異なっておりました。

このことから、放課後児童クラブの運営主体の見直しは、候補となる4通りの運営主体を基本とし、最終的には放課後児童クラブ側の意向も考慮し、学校区ごとに中長期的に運営できる運営主体を決定し、段階的に移行する方が良いという結論に至りました。

4. 運営方法の見直し（答申）

検討委員会での審議の結果、放課後児童クラブの運営主体の変更を行うにあたっては、保護者負担を軽減できる方法を最優先に考え、財政健全化・職員数の適正化を図る中で実現可能である方法で、かつ放課後児童クラブ側の意向も踏まえた運営方法へ移行をするという結論に至りました。

運営方法の見直しにあたっては、令和6年10月までに放課後児童クラブが設置されている学校区ごとに中長期的なスパンで運営可能な方法を決定していただき、運営方法の見直しを行う場合には令和7年4月から新たな運営方法による運営開始を目指すという結論に至りました。

ただし、答申にあたっては、次の4点の付帯意見を提言します。

1. 業務委託の仕様書の作成にあたっては、各放課後児童クラブからの意見を聴取する場を設けること。
2. 新たな運営方法を開始するにあたっては、中長期にわたり円滑な運営が可能であるかを検証しながら行っていくことも重要であることから、4年から5年はその運営方法を継続すること。
3. 新たな運営方法による運営を行う中で、継続的な運営が困難になる等の重大な課題が発生する等、運営方法の再検討が必要となった場合は都度対応を検討すること。
4. 放課後の子どもの居場所の確保と多様な体験活動の機会を設けることを目的に、国が推し進める放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施についても検討すること。

諮問書

益こ第915号
令和5年（2023年）8月1日

放課後児童クラブの
あり方検討委員会 会長 様

益城町長 西村 博則

放課後児童クラブのあり方に関する事項について（諮問）

このことについて、現在、運営方法に課題を多く抱えている町内各小学校の放課後児童クラブの今後の運営方法を含めたあり方の検討を、貴委員会に諮問します。

放課後児童クラブのあり方検討委員会 委員名簿

所属	氏名	備考
熊本学園大学	今吉 光弘	会長
益城町議会 議長	中川 公則	
益城町議会 福祉常任委員会 委員長	吉村 建文	
益城町議会 福祉常任委員会 副委員長	中村 健二	
熊本県立大学	井寺 美穂	
益城町立小学校校長代表	信國 満徳	～R6. 3. 31
	佐方 俊文	R6. 4. 1～
益城町民児協議会主任児童委員 代表	松本 みゆき	
広安西小学校放課後児童クラブ代表	一野 さやか	
広安小学校放課後児童クラブ代表	高木 雄太郎	
益城中央小学校放課後児童クラブ代表	坂本 このみ	～R6. 3. 31
	毎床 智則	R6. 4. 1～
飯野小学校放課後児童クラブ代表	石井 恭子	～R6. 3. 31
	中城 円	R6. 4. 1～
津森小学校放課後児童クラブ代表	青木 ゆかり	～R6. 3. 31
	中川 喜代子	R6. 4. 1～

順不同、敬称略で掲載